

合志市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 要件チェックシート

①あなたは世帯主（主たる生計維持者）ですか

☐ はい

☐ いいえ（世帯主氏名：_____）

※世帯主（主たる生計維持者）

②あなたを含み、何人の世帯ですか

が申請してください

	収入上限額	資産上限額		収入上限額	資産上限額
☐ 単身世帯	111,000円	468,000円	☐ 5人世帯	252,000円	1,000,000円
☐ 2人世帯	155,000円	690,000円	☐ 6人世帯	288,000円	1,000,000円
☐ 3人世帯	183,000円	840,000円	☐ 7人世帯	326,000円	1,000,000円
☐ 4人世帯	218,000円	1,000,000円	☐ 8人世帯	359,000円	1,000,000円

収入限度額・資産上限額をチェックして次へ！

③あなたの世帯では、現在ひと月にどれだけ収入がありますか（確認できる最新の収入月額）

☐ 給料（総支給額）	⇒	給与明細表	_____	円／月
☐ 売上（個人事業の方）	⇒	売上・経費がわかる帳簿等	_____	円／月
☐ 児童手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ 児童扶養手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ その他の手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ 各種年金	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ 仕送り、養育費等	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円／月
☐ 家族の収入	⇒	上記に準ずる	_____	円／月

☐ はい

！ 要チェック
 ②でチェックした収入上限額
 以内ですか？

合計 _____ 円／月

超えている場合は、受給できません。

④あなたの世帯では、現在どれだけ預貯金（定期預金含む）がありますか

☐ 世帯主名義の通帳 1	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 1	_____ 円
☐ 世帯主名義の通帳 2	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 2	_____ 円
☐ 世帯主名義の通帳 3	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 3	_____ 円
☐ 世帯主名義の通帳 4	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 4	_____ 円
☐ 世帯主名義の通帳 5	_____ 円	☐ ご家族名義の通帳 5	_____ 円

☐ はい

！ 要チェック
 ②でチェックした資産上限額
 以内ですか？

合計 _____ 円

超えている場合は、受給できません。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を

受給できる可能性があります。

裏面の必要書類を揃えて、合志市社会福祉協議会へ
郵送またはご持参ください。(TEL096-242-7000)

！ 他の審査項目
があります

！ 決定後、一定の求職
活動等が必要です

合志市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(同封の様式 1 - 1 号)	○	
②	申請時確認書	(同封の様式 1 - 2 号)	○	
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付（緊急小口資金及び総合支援資金）が確認できる書類の写し	・ 緊急小口資金及び総合支援資金の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可）	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の様式 1 - 3 号) ※④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録（通帳）など ※収入が無い場合は、通帳など	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑧	求職活動関係書類	求職受付票（ハローワークカード）の写し	申請書に求職番号を記載	
⑨	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの） ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記①～③）

① 月 1 回以上、自立相談支援機関（安心サポート合志）の面接等の支援を受ける

② 月 1 回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける

③ 原則月 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと